

# 太平記における希求・懇請の言い方について

——終助詞「かし」の用法を中心として——

菅原 範夫

## 目次

はじめに

一、「太平記」以前の「かし」の用法

二、「太平記」の「かし」の用法

三、「太平記」における「……てくれよ」の用法

まとめ

## はじめに

中世における終助詞「かし」の意味が平安時代のものとは異なることは、ロドリゲス日本大文典の記述を始めとしてよく知られているところである。室町時代末期の意味用法についての記述としてロドリゲス日本大文典（以下、大文典と略称する）を見ると、専ら命令形に接続して「希求」の意味で用いると記述されている。

○希求法に用いる助辞或いは副詞には二種あって、一は動詞に対して前置され、他は同じ動詞に対して後置される。前置されるのは次のものである。

Auare (アウア)。)

Auare negaauca (アウアネガウカ)。

Negaauca (ネガウカ)。

Coi negaauca (コイネガウカ)。

Aa negaauca (アアネガウカ)。

Anuinegaauca (アヌイネガウカ)。

Aa (アア)。

Anugui negaauca xujinu cudasareyo caxio mōxita. (アヌイネガウカは主人を下されよかしと申した。) Anugui negaauca sanbichino careni ataye, nocorino vareni tabecaxio yū. (アヌイネガウカは三分一を彼に与へ、残りをも我に賜ふかしと言ふ。)  
 「伊曾保の物語」(Esopono monog.) 「話しことばに用ゐる肯定第一種活用 希求法」土井忠生博士訳本六五ページ)

この他「希求法の現在・未来」として記述している箇所にはすべて「がな」と共に「かし」を伴った例文が挙げられている。また、次の如き用法ともなる。

○これと同じ言ひ方を、身分の低い者に向つても盛んに用ゐる。又、尊敬せられるべき人から卑しい人へも使ふが、それは余り尊大ぶつたところがなくて、ある優しみを持った言ひ方だからである。例へば、Matte curei (マッテクレイ) は matte (マッテ) の意。Xitecurei (シテクレイ) は、これを為るやうに汝に頼むといふ意。Caitte curei (カイトクレイ)

○Caxi (カシ) を伴ふ希求法も亦、主として依頼し、または命令するのに遠慮する気持を示す時に用ゐるのであって、folgaria que quisesseys fazer isto (あなたがこれを承諾してくれるなら嬉しいんだが) といふ言ひのに当る。従つて、この言ひ方では多くの場合「caxi (カシ) は希求法の意味を持たないのである。例、Coreno cudasareyocaxi. (これをよかれよかし。)  
 Vovogami are caxi. (お拜みあれかし。)  
 Caitteudasarei caxi. (書ごてあれかし。)  
 Matte cureicaxi. (マッテクレイカシ。)

Anataye gozarecaxi. (あなたくわむかじ)。これは Gozare (くわむ) の意。「話しことばにおける肯定第一種活用 命令法」 同  
右訳本六二ページ)

これによると相手に語りかける場合においては「あなたがこれを承諾してくれるなら嬉しいんだが」とでもいう「依頼」の意味で用いているとしている。この「かし」は、用例から見れば上位の者から下位の者へ、下位の者から上位の者へのいずれにも用いられるようであるが、尊敬の言い方に接続する下位の者から上位の者への言い方が多形であり、中心をなすと考えられる。上位の者からの用例と見られるものは「てくれよ」に添えられたものである。関連して、「……てくれよ」は上位者から下位の者に対する丁寧な依頼であると整理されている。

しかるに、実際に文献に出てくる用例を見ると、たとえば太平記には次の如きものが見られる。

○平賀三郎是ヲ聞テ、「末座ノ意見率尔ノ議ニテ候ヘ共、……只彼ガ申請ル旨ニ任テ、御旗ヲ被<sub>レ</sub>下候ヘカシ。」ト申ケレバ  
(巻五、以下、引用本文は慶長八年古活字本を底本とする日本古典文学大系による。必要に応じて古態を残すという玄玖本、神田本を参照する。)

傍線部分から、非常にへり下っている物言いであることが分り、敵地を脱するために御紋章入りの旗を彼に御与え下さいと懇請しているところである。「……てくれよ」においても、

○氣比大官司太郎ハ……春宮ヲ怪シゲナル浦人ノ家ニ預ケ置進セ、「是ハ日本国ノ主ニ成セ給フベキ人ニテ渡セ給フゾ。如何ニモシテ杣山ノ城ヘ入進セテクレヨ。」ト申含メテ、(巻十八)

の如く重大な事柄を何としても叶えてほしいという上位者からの懇請である。「かし」の用例は大文典の如き意味での依頼ではない。これは、太平記の用法が一方では大文典の記述内容と異り、また一方では平安時代の用法とも異っていることを示すものである。本稿は、命令形につく「かし」と補助動詞の「(……)てくれよ」との両者が見られる太平記において、大文典の記述とどのように異なるか、また、歴史的にどのような位置づけがなされるかについて考察するものである。

一、「太平記」以前の「かし」の用法

終助詞「かし」は平安時代以来使用されて来たものである。中世に入ってから文献にどのように用いられているかについて一覽したのが次表である。

資料I

歌	会話文(心内語を含む)				地の文				
	命令形+かし		終止形 +かし	ぞかし	連体形 +かし	終止形 +かし	ぞかし		
	尊敬語 +かし	普通語・謙 讓語+かし							
	2	5	6	1	1	1	3	古本説話集	
	4	5	1	17				保元物語	
		3		13				平治物語	
	3	9	9	10		6	4	宇治拾遺物語	
1	6	20	1	26			14	平家物語	
	10	6		4		13	3	沙石集	
	1			2		3	8	徒然草	
2	20	10		39			16	曾我物語	
	42	23		3				太平記	
		2	3	2	5	21	12	増鏡	
	12	5		11			4	義経記	

(所載本文は後掲)

地の文に用いられているものは語り手の存在を窺わせるものであるが、それをも含めて中世になると次第に「かし」の上接語が限られてくるのが分る。意味の変化も恐らくこのような限定された使用と密接な関係にあると考えられる。そこで、用例が「ぞかし」及び命令形につくものの二つに偏ってくる軍記物の類が注目されるのである。

命令形につく「かし」も、平安時代にはやわらかに丁寧にもちかける気持ちを表わすものであったといわれる。中世に入つては意味を変えた例が出現する。夙く

○義朝「こはいかに。宣旨によつて向たりといはゞ、急引退候へかし。……」（保元物語 卷中）

○「にくひやつかな。とをせといはば通せかし」とて、あぶみふんばりついたちあがり鬚切をもつてしとつたれければ、

（平治物語 卷中）

など、命令を強める用法と考えられるものが見える。保元物語、平治物語には、平安時代の意味とは異つた用法を持ち始めていることが窺われる。延慶本平家物語の用法についても「カシ」は指定の強き意を有するものなるが」と説明されている。<sup>①</sup>

以下会話文に用いられたものに焦点を絞るが、覚一本平家物語においては「ぞかし」の用例が約半数を占めている。「命令形+かし」の場合も普通語・謙讓語の命令形につく用例が大半を占めており、中心的な用法と見られる。

○はや日のくれよかし。（卷四）

○「みかたぞといはゞいはせよかし」（卷九）

等の状況変化の希求、許容法が八例あり、ひとつの用法をなす。他には、

○入道出あひ対面して「見参するほどにてはいかでかこゑをも聞かであるべき。今様一つうたへかし。」とのたまはずれば、

（卷二）

○「ともかうもこしらへて具して参れかし。」（卷十一）

等の如く、上位者の強い命令に添ったものが認められる。また、

○母とち……なくくけうくんしけるは「いかに祇王御前、ともかうも御返事を申せかし。……。」といへば(巻二)の如く、謙讓語の命令形について強調を表わすものもある。尊敬語の命令形につくものは次の如くある。

○仏御前これを見て「……是へめされ候へかし。……。」(巻一)

○「……淨憲ばかりは御ゆるされ候へかし。……。」と申されければ、(巻三)

○「彼社へ御まいりあつて御祈誓候へかし。……。」(巻三)

前二者は西田直敏氏がいずれも懇請の意味を持つ「候ふ」の命令用法だとされたものであり、後者は献策に用いられたものである。<sup>(2)</sup>この場合の「かし」も、他の用例の意味からして強調用法であると考えられる。「尊敬語十候へ」の形式の懇請・献策という是非聞き入れてほしいという内容のものについて、相手に強く訴えかけていることに注目される。同じ尊敬語に用いたものであるが、次の例は懇請の内容ではない。

○これら(筆者注、放免たち)が申けるは「……いかに聖の御房、これ程の事に逢て遠国へ流され給ふに、しりうとはもち給はぬか。土産糧料ごときの物をもこひ給へかし。」といひければ、(巻五)

平家物語には尊敬語について「かし」の用例自体が少く(六例)、かつその中でも懇請の内容に用いられたのではないと考えられるものもある。命令形についての場合に、状況変化の希求に少しくまとまって用いられる他は特定の内容に限られておらず、中心的な意味は強調であると考えられる。

曾我物語においても「命令形+かし」と「ぞかし」との二種に限られるが、その中でも「ぞかし」の用例が多い。命令形に「かし」が添ったものにおいては、まず強調の例が見られる。

○十郎だにも、男になせし事のくやしくて、入道せよかしとおもふたる所に(巻四)

○十郎きゝて、「やゝ殿、歌はさやうなりとも、祐成にあひての物語、「などわが敵うたであるべき」とかたれかし。」(巻七)

また、右のように普通語の命令形についた例は他に次のように見られる。

○あはれ事のあれかし。(巻一)

○千代を一夜にかさねても、明ざれかしとおもはる。(巻六)

○そのほかの奴ばら何十人もあれかし。物の数にてあらばこそと思ひきり、(巻六)

前二者は状況変化の希求であり、大文典が指摘している如く「あはれ」を文頭に持つものもある。後者は許容法のものであり、これらは合計六例を数える。

尊敬語の命令形についた「かし」は次の如くである。

○この御ことばにとりつき、かしこまつて申けるは、「かやうに申事、おそれおほく候へども、……いまだおさなき者ども

に候へば、成人の程、景季にあづけさせたまひ候へかし。(巻三)

○ふかくかしこまり、ややありて申されけるは「……いまだおさなく候へば、成人の程、重忠に御あづけ候へかし」(巻三)

○「……あはれ、それがしに、御あづけもや候へかし」(巻三)

前二者においては、地の文等の記述に上位者に対する謙譲の様子が具体的に見られる。また、状況変化の希求でも認められたが、「あはれ」を文頭において対人的に用いた場合には、相手に訴えかける効果が感得される。これらはいずれも「尊敬語十候へかし」の形をとっており、平家物語で見られた如く懇請の内容である。「かし」も尊敬語の命令形についた場合には懇請の内容につくものが多くなっている。

しかし、一方では、

○「……かやうの事、きはくと、かねてより御さだめ候へかし。……」とせめければ、(巻四)

○重忠、いだけだかになりて「おそれおほき申事にて候へ共、……かれらを御たすけ候へかし」。君顔色かはり、事あしく見えければ……(巻三)

の如き例も二・三見られる。相手に対して責めかけるような表現に用いられているもので、「尊敬語十候へ」についても、内容に懇請とは言ひ離いものである。

保元物語、平治物語、平家物語、曾我物語の「かし」は命令形に用いた場合、平安時代の意味とは異り、強調の意味を持つようになることが分った。更に、強調を基調としながら、状況変化の希求、また懇請の内容に添うものが次第に多くなっていることも知られるのである。

## 二、「太平記」の「かし」の用法

さて、太平記の場合は如何であろうか。太平記において先述の文献と大きく異なることは、ほとんどの用例が「命令形十かし」であり、他には「ぞかし」がわずかにあるに止ることである。まず、その用例の偏りについて注目せられるのである。命令形に用いたものはどのようであろうか。先の資料Ⅰでは六五例を掲げているが、諸本すべて同じではない。慶長八年古活字本と玄玖本・神田本とを比較するに資料Ⅱの如くである。

この他、日本古典文学大系本で普通語十「かし」のものが玄玖本・神田本では尊敬語十「かし」であるものが二例ある。

諸本一致するものが多くを占めるが、古態を存しているといわれる他本において異文を持つものは本文が一定していない例であり、古い用法を探るためには異文のないものが適当であると考えられる。神田本の欠巻部分は未詳であるが、一応玄玖本に同様として扱ふことにする。異文のないものとしては、尊敬語の命令形につくもの三〇例、普通語の命令形につくもの一六例がある。

普通語の命令形につくものには次の如き用例がある。

○内ニ病者有ト覚テ、「哀レ貴カラン山伏ノ出来レカシ。祈ラセ進ラセン。」ト云声シケリ。(巻五 玄玖本同文 神田本欠巻)

○アハレイカナル不思議モ有テ、先帝ノ御代ニナレカシト祈念スル処ニ(巻二十 玄玖本・神田本「先朝ノ」)



	玄玖本	神田本	尊敬語十かし	普通語十かし
△	×	×	○	×
×	□	×	二	一
×	×	三	四	一
○	○	三	三	三
○	□	一〇	五	五
○	○	二〇	一一	一一
				三

日本古典文学大系本に対して ○=同文 ×=異文  
△=欠文 □=欠巻

これらは状況変化の希求であり、文頭に「アハレ」を持つ。「アハレ……カシ」という形で状況変化の希求に用いられた例は他に六例あり、また、「アハレ」を文頭に持つものはすべてこの用法のものである。ここには先述した文献と異り、状況変化の希求における表現の形式化が窺われる。かつまたその形式は大文典の希求法の条に述べられている内容と一致するのである。このような形式化に伴い、「かし」と希求との結びつきがより緊密なものとなっている。

他の「普通語命令形十かし」には次の如きものがある。

- 「……<sup>タトヒ</sup>仮令川深シテ馬人共ニ沈ミナバ、後陣ノ勢其ヲ橋ニ踏デ渡レカシ」トテ、(巻十四 玄玖本・神田本同文)
- 是ヲ見ル人々皆爪弾ヲシ、「命ハ能惜キ者哉、恥ヲ見ンヨリハ死ネカシ。」ト云ハヌ人コソ無リケレ。

(巻二十六 玄玖本・神田本同文)

前者は希求に近いようにも考えられるが、他の用例等からして強調と考えるのが穏当であろう。後者も強調の用法である。同様な例は他四例を見るが、次例は少し異なる。

太平記における希求・懇請の言い方について

○「何<sup>イ</sup>迄角テモ有<sup>レ</sup>佗<sup>レ</sup>ブベキ。土佐ノ畑ト(玄玖本・神田本「トヤラン」)云浦ヘ送<sup>リ</sup>テモヤレカシ」ト打<sup>レ</sup>佗<sup>レ</sup>サセ給<sup>ハ</sup>ヘバ、

(卷十八 玄玖本同文・神田本「送<sup>リ</sup>てもあれかし」)

一宮の御息所が土佐に行く途中掠奪され、更に阿波の鳴戸で海に捨てられた後淡路に漂着し、土地の海士に頼む箇所である。その状況からして絶対的な上位者ではあり得ない御息所の、相手に請い求める気持ちが進められていると考えられる。

神田本で「送<sup>リ</sup>りてもあれかし」とあるのは、低いものではあるが敬意を伴う言い方であり参考にすべきであろう。或いはこの箇所も「アル」の変化した「ヤル」の可能性もあろう。

また、同じ女性のことばに、

○「……菊亭殿へ年来参通者ニテ候<sup>ヲ</sup>、御妻<sup>サ</sup>ノ局へ被<sup>レ</sup>召<sup>テ</sup>、加様ニテ京ニ住<sup>ワ</sup>ビンヨリハ、我が下<sup>ル</sup>田舎へ行<sup>テ</sup>、且<sup>ク</sup>モ慰<sup>メ</sup>カシ」ト被<sup>レ</sup>仰<sup>候</sup>シ間……」(卷二十三 玄玖本・神田本「且クモ」ナシ)

とある。やわらかに持ちかけているが如くである。孤例であるため詳細は不明であるが、或は貴族の女性のことばの中には平安時代以来の用法が生きていた可能性も窺えるのである。

以上、普通語の命令形につく「かし」を見た。従来通りの強調用法は見られるが、最も注目すべきは状況変化の希求における表現の形式化とそこにおける「かし」の用法である。

次に、尊敬語の命令形に「かし」のついた用例に目を向ける。上接の語は「候ふ」「給ふ」尊敬の助動詞「る」の三種に限られている。

「候ふ」の命令形の用法は、尊敬語についてした場合太平記においても最も尊敬度の高いものである。全一〇一例のうち九六例までがその用法である。平家物語において「……給ひ候へ」が懇請等の言い方として成立していることは先述の如く指摘されている。太平記においても、

○動<sup>キ</sup>ハ彼<sup>ガ</sup>為<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>悩<sup>ム</sup>。可<sup>レ</sup>然<sup>ハ</sup>御<sup>邊</sup>我<sup>敵</sup>ヲ討<sup>テ</sup>タビ候<sup>ヘ</sup>。」ト、懇<sup>ニ</sup>コソ語<sup>ヒ</sup>ケレ。(卷十五)

の如く懇請に用いられている。更に「かし」を添えたものには次の如きものがある。

○「……アハレ御供仕候人々ノ中ニ、名字サリヌベカラズル人ヲ一兩人出シ給リ候ヘカシ。其首ヲ取テ合戦仕タル支證ニ備ヘテ、身ノ咎ヲ扶<sup>ツカ</sup>リ候ハン」トゾ申ケル。(卷十七 玄玖本・神田本同文)

右の頼みは「光氏打掃テ此由ヲ申セバ、右衛門佐殿進退谷<sup>キハツ</sup>リタル体ニテ、兎角ノ言モ出サレ」ぬほどの重い内容を持つ。その懇請に「かし」が添っているのである。言い方も「アハレ」を文頭に持つ。合戦の場で名のある人物に決戦を乞う場合は屢々懇請の表現となる。

○「……是ハ今度北陸道ヲ打順ヘテ罷上リテ候桃井播磨守直常ニテ候ゾ。アハレ相模殿ニ参リ合テ、日来承及シカノ程ヲモ見奉リ、直常ガ太刀ノ金ヲモ金引テ御覽候ヘカシ。」ト高声ニ名乗懸テ、(卷三十三 玄玖本・神田本同文)

他に「アハレ」を伴うものは、

○哀レ今少シ引退テ、アジカ、洲俣ヲ前ニ当テ、京近キ国々ニ、御陣ヲ召サレ候ヘカシ。」ト申サレケレバ、

(卷十四 玄玖本 神田本同文)

等、合戦の際の献策に添う場合がある。献策が「尊敬語十候ヘトかし」の言い方になる例は平家物語にも認められたところである。同様に献策の場合には、

○平賀三郎是ヲ聞テ、「末座ノ意見卒尔ノ議ニテ候ヘ共、……只彼ガ申請ル旨ニ任テ、御旗ヲ被<sup>レ</sup>下候ヘカシ。」ト申ケレバ、

(卷五 玄玖本同文・神田本欠卷)

○「……何様先御遺勅ニ任テ、継体ノ君ヲ御位ニ即進セ、国々へ綸旨ヲ成下サレ候ヘカシ。」ト申ケレバ、

(卷二十一 玄玖本同文・神田本欠卷)

前者には恐縮の様子が窺える。また、「アハレ」に代って「只」「何様」等の語を用いて強く訴えている。文頭の強調の語を持っていないものも、

○「……東一方ヲバ敵未ダ取マハシ候ハネバ、主上・上皇ヲ奉レ取テ、関東へ御下候テ後、重ネテ大勢ヲ以テ、京都ヲ被レ責候ヘカシ。……」ト、再三強テ申ケレバ、(巻九 玄玖本・神田本同文)

と上申のしかたの強いものも認められる。或は、

○且ハ天下ノ一大事、此時ニテ候ヘバ、御向候テ御退治候ヘカシ。」ト宣ヒケレバ、

(巻六 玄玖本「此時ニテ候。哀レ御向イ有テ」・神田本欠卷)

の如きものもある。玄玖本では「アハレ」を持っていたものが、接続表現となっているために下文の文頭にあった「アハレ」が脱落したものである。

以上、種々の形を見てきたが、合戦の場における懇請・献策が大多数を占め、「尊敬語十候ヘトかし」二六例中二二例を数える。

合戦の場以外で用いられたものは次例がある。

○今夜明月ノ会ニ事ヲ寄テ佐殿ヲ我館へ入レ奉リ、酒宴ノ砌ニテ討奉ラント議シテ、……「今夜ハ明月ノ夜ニテ候ヘバ、乍レ恐私ノ茅屋へ御入候テ、草深キ庭ノ月ヲモ御覧候ヘカシ。……」ト申ケレバ、(巻三十三 玄玖本・神田本同文)

○何ナル宿ノ妻ニテカ有ランニ、善悪ヒ不知ワザハ如何ト乍レ思、無ニ云量ワリナキ姿ニ引レテ心ナラズ、「此方コソ道ニテ候ヘ。御棧敷ナド候ハズハ、適<sup>タツク</sup>用意ノ棧敷候。御入候ヘカシ。」ト云ケレバ、

(巻二十三 玄玖本・神田本「幸ニアキタル一間ノ候ニ」)

前者は宮を闇討の場に招くものであり、後者は初対面で心を奪われてしまった上臈に申し入れたものである。いずれも懸念に申し入れているものであり、懇請の内容である。他に類例が一例ある。

○「是コソ皆名越殿ヨリ給テ候ツル御旗ニテ候ヘ。御文付テ候間他人ノ為ニハ無用ニ候。御中ノ人々はへ御入候テ、被レ召候ヘカシ。」ト云テ、同音ニドット笑ケレバ、(巻七 玄玖本・神田本同文)

右は相手を擲諭して恥しめる場合であり、前後の丁寧な言い方と呼応している。懇請の言い方を逆用したものである。

以上、「尊敬語十候へ十かし」のものはすべて相手に向って言いかけているものであり、内容的には合戦の場における献策、懇請を中心として是非相手に受け入れてほしいものである。日本古典文学大系本で言えば、懇請等の用法を持つ「尊敬語十候へ」の約四割もの用例に「かし」が添っていることになり、平家物語等と比べて「かし」を伴う表現が定着していることが窺われる。

次に、「給へ十かし」のものが二例ある。「給へ」による尊敬は太平記においても目下の者に用いることもあり、さほど敬意は高くないものである。

○哀何ナル事ヲモシテ越王ノ命ヲ助け、本国ニ帰リ給ヘカシ。……ト肺肝ヲ碎テ思ケレバ、(巻四 玄玖本同文・神田本欠卷)  
○備後三郎腹ヲ立テ、「アハレ此大將、如何ナル堀ガケヘモ落入テ死ニ給ヘカシ」ト独リ言シテ、(巻八 玄玖本・神田本同文)

二例ともに相手に直接言っているものではない。対象となる人物が上位者であるために敬意表現となっているが敬意の高い語は用いられていず、状況変化の希求である。先述した状況変化の希求はすべて「アハレ」を文頭に持っていたが、この二例もその形式と同じである。

次に尊敬の「る」十「かし」が二例ある。

○後日ニ南家ノ儒者刑部少輔仲範、此事ヲ伝聞テ「……哀国主徳ヲ治メ、武家仁ヲ施シテ消シ妖謀ヲ滅シ致ヨカシ。」ト云ケルガ、(巻五 玄玖本同文・神田本欠卷)

○「……暫此劔ヲ御辺ノ許ニ置テ、何ナル不思議モ一<sup>ト</sup>祈出サレヨカシ。」ト宣ヘバ、兼員「……」ト申テ、

(巻二十五 玄玖本・神田本同文)

前者は直接言上したのではなく、言葉の性格としては状況変化の希求に近いものと考えられる。後者は下位の者に対して

太平記における希求・懇請の言い方について

言った言葉であるが、相手が一応社会的に名のある人物でもあり、低いものではあるが敬意表現をとっている。宝剣の真贋を決する重要な事であるだけに、証拠となるべき事を祈り出すよう懇請しているものである。

以上が古態を残す諸本と共通する箇所用例である。そこに見られた用法をまとめると次の如くなる。

形態	用例数	用法
普通語命令形+かし	16	……強調 ……平安時代と同用法（女性）
給へ+かし	2	……懇請（弱い立場から。敬意を伴う異文もある）
尊敬「る」+かし	2	……状況変化の希求（すべて「アハレ……カン」となる）
尊敬語+候へ+かし	26	……懇請等 ……下位の者に対して敬意表現とともに。 ……上位の者に対して。（相手に心を奪われた状態のものも含む）

状況変化の希求の形式、及び「尊敬語+候へ+かし」を中心とする懇請・献策の用法の形式が整い、用例数も中心となるべく多数であることの二点において、平家物語や曾我物語と異なる。用法を限定していき、統一的用法となったことが大きな変化である。

当初は懇請等の意を強めるために用いられていたと考えられるが、専らその用法に添って用いられるに至って、「かし」自身も懇請の意味を持つよう意識され始めたものと考えられる。希求・懇請の用法としてまず成立したことで太平記の用法は注目せられるのである。しかし、大文典のいう「あなたがこれを承諾してくれると嬉しいんだが」とでもいう意味の依

頼の言い方ではない。

### 三、太平記における「……てくれよ」の用法

次に補助動詞用法の「……てくれよ」の言い方について見る。太平記においては以下の例がある。

①御局ウレシ氣ニ御座ツル御氣色、シホくト成セ給テ、「万寿ヲバ宗繁ニ預ケツレバ心安シ、構テ此子ヲモ能々隠テクレヨ。」ト仰セモ敢ズ御泪ニ咽バセ給シカバ、(卷十 玄玖本・神田本欠文)

②氣比大宮司太郎ハ……春宮ヲ怪シゲナル浦人ノ家ニ預ケ置進セ、「是ハ日本国ノ主ニ成セ給フベキ人ニテ渡セ給フゾ。如何ニモシテ袖山ノ城へ入進セテクレヨ。」ト申含メテ、(卷十八 玄玖本・神田本同文)

③天ノ譴セマ八万四千ノ毛穴ニ入テ五臓六腑ニ余ル間、冷シキ風ニ向へ共盛ナル炎ノ如ク、ヒヤ、カナル水ヲ飲共沸返ル湯ノ如シ。アラアツヤ難堪ヤ、是助テクレヨ。」ト悲シミ叫ビテ、(卷三十三 玄玖本・神田本同文)

④「此比洛中ニテ、頼遠ナドヲ下スベキ者ハ覚ヌ者ヲ、云ハ如何ナル馬鹿者ゾ。一々ニ奴原イグ墓目負セテクレヨ。」ト匂リケレバ、(卷二十三 玄玖本・神田本同文)

右のうち、②は正に下位の者に向つての物言いであるが、命令するのではなく頼んでいるものである。それも「如何ニモシテ」という表現で分る如く、よくく頼み込んでいる様子が分る。①は異文であるが、「構テ」「能々」等の言い方は②に通じるものであり、「……てくれよ」の用法を考える上では参考になる。③は現在の激しい苦痛から救つてほしいと懇願しているものであり深刻である。用例は少いが、いずれも上位者が下位の者に向つて懇請している表現である。

④は命令形ながら、逆に相手に行爲を及ぼすものである。

○「……我等ハ手勢ヲ引勝テ、蓮華王院ノ東ヨリ敵ノ中へ駈入り、蜘蛛十文字ニ懸破り、弓手妻手ニ相付テ、追物射ニ射テクレ候ハン」ト云ケレバ、(卷八 玄玖本・神田本同文)

太平記における希求・懇請の言い方について

と同様に相手を見下して行為を及ぼす言い方と考えられる。下知の言い方として命令形となったものであろう。

「……てくれよ」の言い方は明らかな上位の者が下位の者に向って懇請するものとしても成立していると考えられる。

## ま と め

特に軍記物の中で、平安時代の意味と異なる用法を持ち始めた終助詞「かし」は、太平記に至って更に別の用法に統一的に用いられるようになった。その用法とは状況変化の希求であり、また上位者に対しての懇請である。この「かし」の用法に対して、「……てくれよ」の言い方が下位の者に対しての懇請に用いられる。さすれば、太平記においては懇請の種々の状況において、それぞれの状況に対応する言い方が整っていることが分るのである。従来、太平記の補助動詞「……てくれよ」の例は慶長古活字本での用例とする慎重な見方がある。しかし、右の如く太平記自体が懇請の種々の言い方において、以前の文献とは大きく異なる統一の用法を整えていること、また、文安頃の古文書の用法も見られる<sup>(3)</sup>ということからして、当初からのものと考えてさほど大きな誤りはないのではなからうか。中世においても「かし」の用法変化が顕著に見られたのは軍記物であり、軍記物が反映していることばの世界、また、和漢混濁文という文体との関りにも注目されるのである。さて、このように一旦希求・懇請の表現として成立した以後は如何であろうか。義経記の中に、

○「……先々大衆の、あはれ熊野に何事も出で来よかしと人のこゝろをもわが心をも見んと言ひしは今ぞかし。出立てあし<sup>あ</sup>きの無からん所に同者<sup>(遣)</sup>追い散らして、此人を取てくれよかし。別当が尻<sup>きび</sup>にせん」とぞの給ひける。(巻三)

という例を見出す。「くれよ」と「かし」とが連接していること自体もそうであるが、ここで見られる用法は大文典のいう依頼の表現に近づいたものと見られる。

以上、中世において「かし」「くれよ」による希求・懇請の表現の成立と変化について見た。その中で太平記の用法が一つの転機をなしていること、また、大文典で記述されている室町末期の用法には更に変化した要素が加わっていることが明



らかになったと考える。但し、大文典においても、希求法の条に掲げられているイソホ物語の例は、太平記等で見られた懇請と等しく思われる。大文典の記述の背景を明らかにすること、また、内容の吟味も今後の課題である。

引用に用いたテキストは、「古本説話集総索引」、宇治拾遺物語・平治物語・保元物語・平家物語・曾我物語・増鏡・義経記は日本古典文学大系（索引の刊行されているものはそれぞれの索引を利用した）、「沙石集総索引」、「徒然草総索引」である。尚、玄玖本太平記は尊経閣文庫本（勉強社複製本）、神田本は古典研究会叢書の複製本を用いた。

注

(1) 山田孝雄『平家物語の語法』一七二ページ。

(2) 「平家物語における命令形「候へ」の表現価値」（『富倉徳次郎博士古稀記念論文集「古典の諸相」』所収。昭和四十四年十一月）。

(3) 宮地裕「受給表現補助動詞「やる・くれる・もらう」発達の意味について」（『鈴木知太郎博士古稀記念国文学論攷』所収。昭和五十年十月）。

(4) 注(3) 論文に、瓦師寿王三郎橘吉重の瓦銘文（文安五年一四四八）

「フアン<sup>(文安)</sup>五年十月廿日 ノチノチノヨニミタランスル人ワ<sup>(代)</sup> ネンフツヲ<sup>(念)</sup> 申テクルヘシ」（谷川健一『庶民遺文抄』所引。高田十郎

『奈良百題』による）の引用がある。

〔附記〕 本稿の主旨は第六回鎌倉時代語研究会（昭和五十六年八月十二日 於広島大学）において口頭発表した。懇切な御教示をいただいた小林芳規先生、また、稿をなすに当って助言いただいた東辻保和教授に心から感謝いたします。